

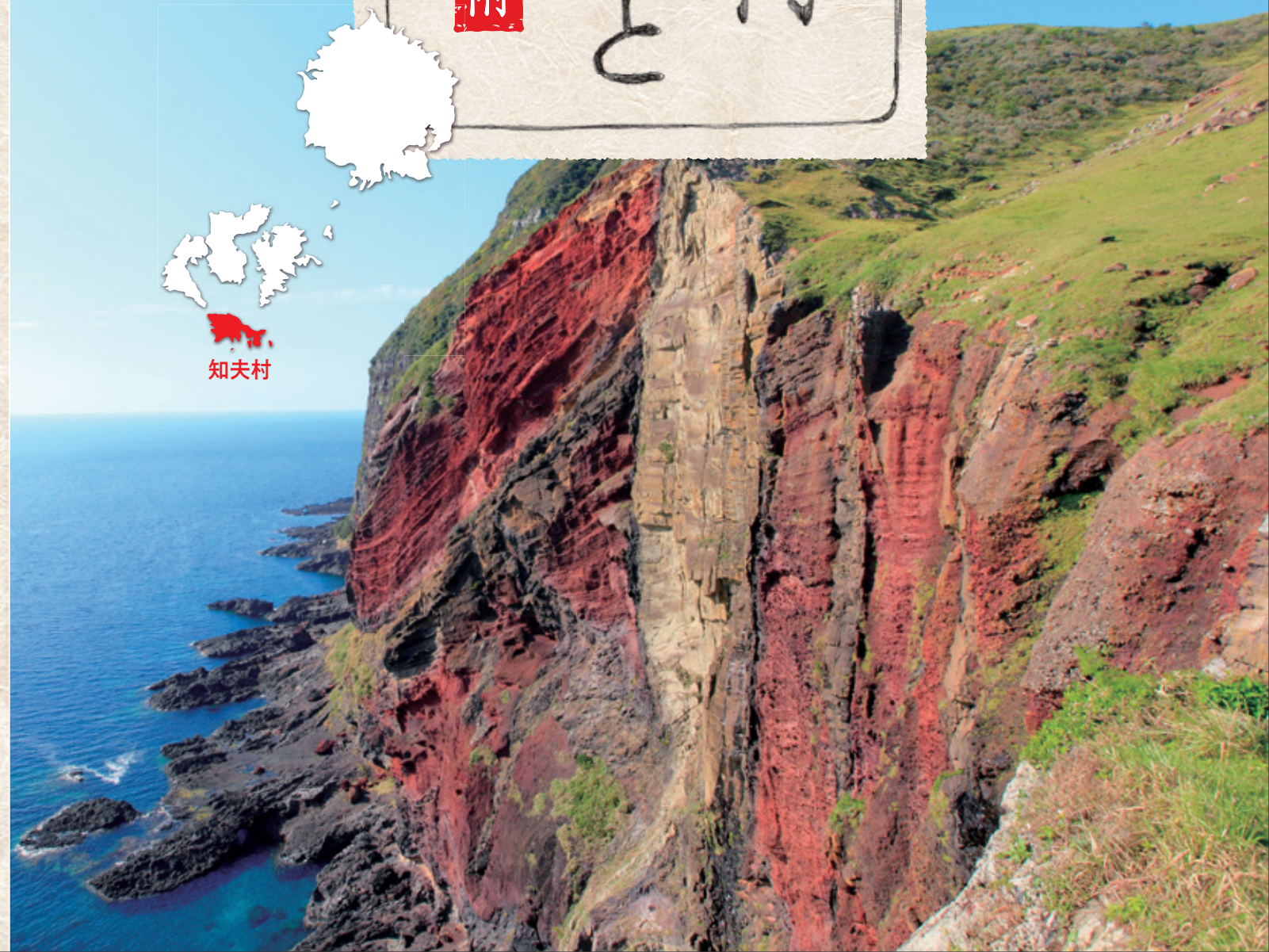


知夫村
ふるさと
納税

寄附



知夫村



お問い合わせ

知夫村役場 総務課 ふるさと納税担当
TEL.08514-8-2211 FAX.08514-8-2093
MAIL soumu@vill.chibu.lg.jp
HP <http://www.vill.chibu.lg.jp/gyosei/furusato/>

ふるさと納税とは

ふるさと知夫を離れ遠くで暮らしている方々、知夫村を応援していただける一般の方々に、知夫村の地域福祉の向上や次世代に引き継ぐべき地域資源の保全、活用等を図るために寄附金を通じてご参加いただき、より多くの皆様と協働して「将来安心して暮らせる村づくり」を目指すため、「ふるさと知夫寄附条例」制度を創設しています。

ふるさと「知夫里」を想う皆様方のご理解とご協力を是非とも賜りたく、ご案内いたしますとともに寄附金の募集をするものです。

ふるさと納税をすると

1. 税金が控除されます。寄附額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・住民税から全額が控除されます。
2. お礼品（特産品）をお送りします。寄附金の金額によりパンフレットから選んでいただき、入金を確認次第地元企業から寄附者へ直接送付しております。
3. 使い道を指定できます。

1. 安心して老後をふるさとで暮らせる環境整備に関する事業
2. 子供たちの健全育成に関する事業
3. 環境の保全・再生に関する事業
4. 事業の指定がない場合は、条例に基づき村長が事業の指定

ワンストップ特例制度とは

ワンストップ特例制度は、全国の自治体にふるさと納税をされた方が、お住まいの自治体で寄附控除を受ける際に、一定の条件を満たせば確定申告が不要となる便利な制度です。

ワンストップ特例を利用できるのは、次の2つの条件を満たす方です。

- ①もともと確定申告をする必要のない給与所得者であること
※年収2,000万円以上の所得者や、医療費控除のために確定申告が必要な場合は、確定申告で給付金控除を申請してください。
- ②1年間の寄附先が5自治体以下であること
※1つの自治体で複数寄附しても1カウントとなります。

寄附のお申込みの流れ

1 お申込み

お申込みには2つの方法があります。

a.インターネットでのお申込み

「知夫村ふるさと納税」で検索知夫村公式ホームページのふるさと納税にアクセスして、申請書をダウンロードし、申請用紙に記入後下記のメールアドレスに送信してください。
【URL】<http://www.vill.chibu.lg.jp/gyosei/furusato/>
【mail】soumu@vill.chibu.lg.jp

b.FAX・郵送でのお申込み

電話で役場に資料請求していただくと、郵送で申請書をお送りしますので、申請書に必要事項を記入後、返信用封筒で返送ください。又は、FAXでも受け付けております。ホームページから申請書をダウンロードして、記入後、FAX又は郵送していただくことも可能です。

2 ご入金

申請書の内容を確認後、振込取扱票をお送りします。併せて振込口座をお知らせします。（振込手数料がかかりますので、ご了承ください。）
※クレジットでの支払いはできません。
ご入金を確認でき次第、寄附金受領証明書をお送りいたしますので、確定申告時に提出してください。

3 お礼品が届きます

お礼品については準備でき次第、随時発送いたします。

ふるさと納税お礼品について

1ポイント	5,000円
2ポイント	10,000円
10ポイント	50,000円

※ふるさと納税お礼品のリストについては、別紙または、知夫村ホームページをご覧ください。

お礼品については、別紙または、知夫村ホームページをご覧ください。

